



26 予予第 674 号

平成 26 年 8 月 21 日

一般社団法人 日本トレーラーハウス協会
代表理事 大原 邦彦 様

東京消防庁
予防部長 村上 研一



移動販売車における火災の予防対策について

平素から、火災予防につきましては特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 8 月 16 日に当庁管内で移動販売車内のプロパンガスを燃料とする調理機器に起因する火災により、3 名が負傷する事故が発生しました。火災原因等は調理機器から漏れたプロパンガスに同一車内にあったガスこんろの炎から引火したものです（別紙参照）。

東京都においては、平成 25 年 8 月に発生した京都府福知山市の花火大会火災を契機に、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおける火災予防対策の充実強化を図るため火災予防条例の一部を改正し、8 月 1 日に施行したところです。この改正において、(1)多数の者の集合する催しにおいて使用する火気使用器具等には消火器を備えること、(2)多数の者の集合する催しにおいて火気使用器具等を使用する露店等を開設しようとする場合、3 日前までに消防署長に届出ることの 2 つが新たに規定されました。

多数の者の集合する催しにおいて、火又は電気を熱源とする機器を積載した移動販売車を駐車した状態で使用する場合、当該移動販売車は「露店等」と、また、移動販売車に積載された火又は電気を熱源とする当該機器は「火気使用器具等」と扱われ、今回新たに規定された条例が適用されます。

今回の火災を踏まえ、移動販売車において気体燃料を使用する調理用器具を使用する場合は、平素からガス配管のゆるみ、劣化によるガス漏れ及び換気に十分配慮し、ガスのにおいがする等の異常を感じたら、すぐに使用を中止し滞留したガスの排出等の措置を行ってください。更に設置場所により強風等で立ち消えしガスが漏れ出すことが考えられますので、火が消えるとガスを遮断する立ち消え安全装置付き調理用器具の使用の検討をお願い致します。

また、多数の者の集合する催し以外の場所で開設する場合でも、消火器を使

用可能な状態で備えるようお願い致します。

貴会におかれましては、貴会会員等に対し、気体燃料を使用する調理機器を安全にお使いいただくとともに別添えのリーフレットをご活用いただく等、御周知下さいますようお願い申し上げます。

お問合せ先

東京消防庁

予防部予防課火気電気係 五十嵐 辻岡

電話 03-3212-2111 (代表)

内線 4782 4787

火災概要

1 催し概要

- (1) 主催者 一般企業
- (2) 内容 花火大会
- (3) 参加人員 数万人と推定
- (4) 開催日時 平成26年8月16日 19時30分から20時30分まで
- (5) 場所 新宿区の公園等

2 火災概要

従業員が移動販売車※内のガスこんろで賄い用のカレーを温めていたところ、プロパンガスを使用する調理機器が立ち消えした。そのため漏れたプロパンガスが他のガスこんろの炎により引火し、出火した。

車内にいた従業員3名が負傷した。

※移動販売車では調理のみ行い、従業員が当該車両から離れた場所に配膳していた。

3 傷病者

- (1) 男性（30歳） 両下腿熱傷（軽症）
- (2) 男性（27歳） 右足首熱傷（搬送辞退）
- (3) 男性（29歳） 両前腕熱傷（搬送辞退）

4 焼損物件

車両若干（車室内及び合成樹脂製固定補強材若干（車内に据え付けられた台の支持を補強するもの））

5 調理機器の取扱い上の問題点

事故前、ガス漏れした調理機器が2回立ち消えし、従業員がガスのおいに気付いていたにもかかわらず、当該機器の使用を続けたこと。